



■チェック内容

| 項番 | チェック名称                    | チェック内容  | 備考                            |
|----|---------------------------|---|-------------------------------|
| 1  | サービスコード<br>チェック<br>(障害福祉) | <p>・サービスコードチェック</p> <p>チェック対象の介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス種類コードが「24:短期入所」であり、かつサービスコードに短期利用加算の算定がある場合、以下であることを確認する。</p> <p>(1) 介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月が、サービス開始日等・開始年月日の年月、またはその翌月と等しいこと。</p> | 警告<br>(二次審査の結果、返戻となる場合があります。) |

■原因と対処方法

以下の原因が考えられます。

- (1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが短期利用加算の場合、介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月が、サービス開始日等・開始年月日の年月、またはその翌月と異なる。

例) サービス提供年月が、サービス開始日等・開始年月日の年月の翌々月である場合

- ① 以下の介護給付費等明細書情報(明細情報、日数情報)を受け付けたとします。  
介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の短期利用加算が「2:該当」の場合、介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月(2010年5月)が、サービス開始日等・開始年月日の年月(2010年3月)の翌々月であるため、警告となります。

介護給付費等明細書情報(日数情報)

| サービス提供年月 | 市町村番号  | 事業所番号      | 受給者証番号     | サービス種類コード | サービス開始日等・開始年月日 | サービス開始日等・終了年月日 | ... |
|----------|--------|------------|------------|-----------|----------------|----------------|-----|
| 2010.05  | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 24        | 2010.03.01     | -              | ... |

介護給付費等明細書情報(明細情報)

| サービス提供年月 | 市町村番号  | 事業所番号      | 受給者証番号     | サービスコード | ... |
|----------|--------|------------|------------|---------|-----|
| 2010.05  | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 246045  | ... |

単位数表マスタ(請求)

| サービス種類コード | サービス項目コード | 適用開始年月日    | 適用終了年月日 | 支給決定サービスコード | 短期利用加算 | ... |
|-----------|-----------|------------|---------|-------------|--------|-----|
| 24        | 6045      | 2009.04.01 | -       | 241000      | 2:該当   | ... |

 **参照** 短期入所の短期利用加算について

短期入所の短期利用加算の詳細については、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(※1)を参照してください。

以下は上記資料より、生活介護に関して抜粋したものです。

別表 介護給付費等単位数表

第7 短期入所

2 短期利用加算

注 指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※1 平成 29 年厚生労働省告示第 92 号改正現在。

介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容、または介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。  
警告となった請求情報は、二次審査の結果、返戻となる場合があります。

**【請求情報を修正する場合】****① 請求受付期間中に修正する場合**

指定事業者等に対し、警告となった請求情報の修正を依頼してください。

または、警告となった請求情報を、審査支払等システムから修正してください。

**② 翌月、再請求する場合**

二次審査で返戻となった場合、指定事業者等にて請求情報を修正し、送信してください。